

福島県産畑作物の需要拡大業務委託公募型企画プロポーザル実施要領

1 目的

福島県では、本年度から全県的に畑作物の生産振興を推進する取組を開始したが、生産振興の取組と合わせて、増産される畑作物の新たな需要を確保することが必要である。

このため、福島県産畑作物の需要拡大を推進するイベントを開催するとともに、地産地消の優良な取組のPRを行い、福島県産畑作物の需要を確保することを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業

福島県産畑作物の需要拡大業務委託

(2) 業務内容

別紙「福島県産畑作物の需要拡大業務委託 仕様書（公募時）」のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

(4) 委託費の上限

2,497千円（消費税及び地方消費税ほか本委託業務に係る全ての経費を含む）

3 主なスケジュール

| 日 程 | 項 目 |
|---------------------|------------|
| 令和5年 9月29日（金） | 公募開始 |
| 令和5年10月 6日（金） 17時まで | 質問書の提出期限 |
| 令和5年10月12日（木） 17時まで | 質問への回答 |
| 令和5年10月17日（火） 17時まで | 参加申込書の提出期限 |
| 令和5年10月24日（火） 17時まで | 企画提案書の提出期限 |
| 令和5年10月26日（木）（予定） | 応募要件確認結果通知 |
| 令和5年11月 2日（木）（予定） | プレゼンテーション |
| 令和5年11月 6日（月）（予定） | 審査結果の通知 |
| 令和5年11月 6日（月）（予定）以降 | 仕様書協議 |
| 令和5年11月中旬予定 | 契約締結 |

4 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしているものとする。

ア 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 県税を滞納している者でないこと。

キ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 実施要領等の入手方法

福島県水田畑作課（以下、「水田畑作課」という。）のホームページからダウンロードして入手する。水田畑作課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 質問等の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年10月6日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、「11 問合せ先及び提出先」へ電子メールにより提出
（※電話による質問は受付けない。）

なお、件名は「福島県産畑作物の需要拡大業務に関する質問書」とし、事前に送付する旨を電話にて知らせる。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問書を提出した事業者に令和5年10月12日（木）までに行う。なお、参加申込書を提出した事業者全てにも後日、回答を通知する。

6 参加申込書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(第2号様式)を下記期限までに提出する。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和5年10月17日(火) 17時まで(必着)

(2) 提出先

「11 問合せ先及び提出先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時45分から17時まで

※郵送による提出の場合は、提出期限日必着

7 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 参加申込書」の提出を行った上で、企画提案書等を下記期限までに「11 問合せ先及び提出先」へ提出する。

(1) 提出期限

令和5年10月24日(火) 17時まで(必着)

(2) 提出先

「11 問合せ先及び提出先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時45分から17時まで

※郵送による提出の場合は、提出期限日必着

(4) 企画提案書等

ア 企画提案書(表紙を除き14ページ7枚以内。様式任意。日本産業規格A4版。両面印刷とする)

イ 工程表(様式任意。日本産業規格A4版)

ウ 事業経費積算書(様式任意。日本産業規格A4版。業務の内容ごとにそれぞれの費用ごとの内訳が分かるように記載すること(人件費、交通費、通信運搬費、印刷費等)。また、消費税及び地方消費税が分かるように記載すること)

エ 会社概要書(第3号様式または第3号様式の内容を網羅した任意様式)

(5) 企画提案書の内容

企画提案書は別紙仕様書の内容を満たすとともに、以下のア～オの項目を記載すること。

ア 本県現状を踏まえた本業務の考え方

本業務を実施する上で基本となる考え方、福島県産畑作物の需要拡大に向けた方向性を提案すること。

イ 各事業の取組内容

別紙仕様書に従い、各業務の取組事項、方法等について具体的に提案すること。

ウ 業務の実施体制

本業務の目的を達成するための実施体制を記載すること。

また、本業務の遂行に当たっての総括責任者及び従事予定者の所属・氏名（十分な経験を有するものを総括責任者として従事させること）。

エ 成果の測定

本事業の実施による福島県産畑作物の需要拡大の成果項目を設定し、その測定方法について記載すること。

オ 福島県からの受託事業実績

福島県から受託した事業の実績（令和元年度から4年度まで）の一覧表を添付すること。

(6) 提出部数

「7 企画提案書等の提出(4)」中、ア～エを8部(正本1部、副本7部)提出すること。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本実施要領に違反すると認められる場合

キ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞 退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出する。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

ア 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

9 要件の確認

(1) 内容

提出された書類により要件を確認し、その結果及びプロポーザルの日時について通知する。

(2) 結果通知日

令和5年10月26日（木）（予定）

(3) 通知方法等

審査の結果は、全員に通知する。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

公募型プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。なお、新型コロナウイルスの発生状況によっては、書面審査とし、別途通知する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時及び会場

- ・日時 令和5年11月2日（木）（予定）
- ・場所 別途通知する。

※時間等詳細については、後日連絡する

イ 所要時間

- ・15分間の説明と10分間以内の質疑

ウ 審査基準

| 審査項目 | 評価基準 | 配点 | |
|----------------|---------------------------------------|-----|--------|
| 現状を踏まえた本業務の考え方 | ・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 | 15点 | 1~5×3点 |
| 各業務の取組内容 | ・提案のあった企画内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。 | 20点 | 1~5×4点 |
| | ・本事業により畑作物の需要拡大について理解促進が図れるか。 | 15点 | 1~5×3点 |
| 業務の実施体制 | ・業務を実施する上で十分な体制であるか。 | 15点 | 1~5×3点 |
| | ・事業の遂行に必要なノウハウや実績を有しているか。 | 5点 | 1~5点 |
| 成果の測定 | ・事業の成果項目及び測定方法は適切であるか。 | 15点 | 1~5×3点 |
| スケジュール | ・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。 | 10点 | 1~5×2点 |
| 業務経費の妥当性 | ・業務経費は適正であるか。 | 5点 | 1~5点 |
| 合計 | | | 100点 |

※ 評価は審査項目ごとに5段階評価とする

エ 業務委託予定者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに受検者を順位付けし、その平均順位が最も上位のプロポーザル参加者を決定する。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とする。

(3) 通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

イ 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は「2の(4)委託費の上限」を超えないものとする。

ウ その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議する。

11 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県水田畑作課（担当：清野・大野）

電話：024-521-7369

E-mail: seino_takayuki_02@pref.fukushima.lg.jp

suidenhatasaku@pref.fukushima.lg.jp

（確認漏れを防ぐため、上記両方のメールアドレスに送信してください。）